

（別添 3 - 2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月2日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	国民健康保険システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	国民健康保険システムの運用を委託するため、特定個人情報ファイルの全体が範囲となる。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6-①委託内容	国保・年金課の国民健康保険窓口業務を民間事業者に委託	国保・年金課の国民健康保険窓口業務	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	国民健康保険窓口業務の知識・実績を有する民間事業者に委託する。	国民健康保険窓口業務を委託するため、特定個人情報ファイルの一部が範囲となる。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項9		(評価書記載のとおり追加)	事前	重要な変更である
令和3年3月2日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【国保・年金課内における措置】 ・国保・年金課内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・国保・年金課内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。	＜各課事務室内における措置＞ ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。	事前	重要な変更である
令和3年3月2日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	【国保・年金課内における措置】 ・特定個人情報が記載された申請書や外部記録媒体については、鍵付きの書庫に保管している。 ・端末については、ワイヤロックで施錠している。 ・離席時には端末をロックしている。	【各課事務室内における措置】 ・特定個人情報が記載された申請書や外部記録媒体については、鍵付きの書庫に保管している。 ・端末については、ワイヤロックで施錠している。 ・離席時には端末をロックしている。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。	事前	重要な変更である
令和3年3月2日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出

令和3年3月2日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑥技術的対策-具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅳ2. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	(右記事項を追記)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	重要な変更には該当しないが任意に事前に提出
令和3年3月2日	Ⅵ1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月1日	令和3年3月2日	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅵ2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅵ3. 第三者点検 ①実施日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅵ3. 第三者点検 ③結果	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。	事後	重要な変更には該当しない
令和3年3月2日	Ⅴ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	岐阜市今沢町18番地	岐阜市司町40番地1	事後	所在地の移転に伴い、住所を最新のものに更新
令和3年3月2日	Ⅰ6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正に伴い、対応する号に更新
令和3年3月2日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	事前	法改正に伴い、対応する号に更新
令和3年3月2日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	法改正に伴い、対応する号に更新

令和5年6月13日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。	2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。また、国保給付等の公金受付口座での申請が生じた都度、口座登録・連携ファイル関係情報の取得を行う。	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
	I 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30の項、番号法別表第一の101の項	番号法第9条第1項別表第一の30の項	事後	重要な変更には該当しないが任意に提出
令和5年6月13日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<別表第二における情報提供の根拠>・第三欄(情報提供者が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(番号法別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,95,97,106,109,120の項<別表第二における情報照会の根拠>・42,43,44,45の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<別表第二における情報提供の根拠>・第三欄(情報提供者が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(番号法別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項<別表第二における情報照会の根拠>・42,43,44,45,121の項	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	I 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民生活部 国保・年金課	市民生活部 国保・年金課、財政部 納税課	事前	組織改正による修正
	I 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	国保・年金課長	国保・年金課長、納税課長	事前	組織改正による修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ④主な記録項目	[]連絡先(電話番号等)	[○]連絡先(電話番号等)	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ④主な記録項目	[]その他住民票関係情報	[○]その他住民票関係情報	事後	年1回の見直しによる修正
	II 2. 基本情報 ④主な記録項目	[]児童福祉・子育て関係情報	[○]児童福祉・子育て関係情報	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ④主な記録項目	[]その他()	[○]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ④その妥当性	・地方税情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	・地方税情報:保険料の賦課決定、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	事後	年1回の見直しによる修正
	II 2. 基本情報 ④その妥当性	(右記事項を追記)	・口座登録・連携ファイル関係情報:給付金を支給するため、還付金を振り込むために保有。	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ④その妥当性	(右記事項を追記)	・健康医療関係情報:給付に関する事務を行うために保有。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 国保・年金課	市民生活部 国保・年金課、財政部 納税課	事前	組織改正による修正

	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]地方公共団体・地方独立行政法人()	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村)	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・本人又は本人の代理人による届出の都度(国保・年金課の受付は平日8:45～17:30の間で行う。)	・本人又は本人の代理人による届出の都度(国保・年金課、納税課の受付は平日8:45～17:30の間で行う。)	事前	組織改正による修正
	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(右記事項を追記)	<他市区町村> ・他市町村からの転入後、国民健康保険への加入に伴い、国民健康保険業務の上で必要な加入世帯の世帯員の所得の照会の連携を随時に行った都度。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・関係先から入手する情報については、番号法第19条第7号別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	・関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	番号法の条文ずれによるもの
令和5年6月13日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	国保・年金課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所	国保・年金課、納税課、市民課、西部事務所、東部事務所、北部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所及び柳津地域事務所	事前	組織改正による修正
	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	・保険証、短期証、高齢受給者証、資格者証明等の交付 ・高齢受給者証負担割合の決定	・保険証、短期証、保険証兼高齢受給者証、資格者証明等の交付 ・保険証兼高齢受給者証負担割合の決定	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	9件	10件	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承認する。	事後	年1回の見直しによる修正
	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス)など	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10		(評価書記載のとおり追加)	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	(右記事項を追記)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載

	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項12	(右記事項を追記)	特定個人情報ファイルの全体	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13	(右記事項を追記)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14	(右記事項を追記)	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項15	(右記事項を追記)	[○]専用線		国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項16	(右記事項を追記)	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年6月13日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17	(右記事項を追記)	岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項18	(右記事項を追記)	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年6月13日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(8)件	[○]移転を行っている(9)件	事後	年1回の見直しによる修正

令和5年6月13日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にする。 ・申請書等の受付簿については、内部に定められた期間保存後溶解処理を行う。	<市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	年1回の見直しによる修正
	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①消去方法	・サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にする。 ・申請書等の受付簿については、内部に定められた期間保存後溶解処理を行う。	<市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または岐阜市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 リスク 4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	<びったりサービス(マイナポータル)を利用した電子申請の受理にかかる措置の内容> ・住民が利用するサービス検索・電子申請機能の画面誘導を簡潔にし、異なる手続きに係る申請や不要な情報の送信を防止する。 ・電子申請の受領に際しては、電子署名を利用した本人確認を実施する。すなわち、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検索(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。 ・びったりサービス(マイナポータル)、サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からのデータへの不正なアクセス、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 3: 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・正職員以外の従事者(臨時的任用職員、嘱託職員、アルバイトまたは外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。	・正職員以外の従事者(会計年度任用職員または外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。	事後	年1回の見直しによる修正
	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(右記事項を追記)	* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事後	年1回の見直しによる修正

令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(右記事項を追記)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(右記事項を追記)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(右記事項を追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(右記事項を追記)	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正

令和5年6月13日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(右記事項を追記)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド環境への移行に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 具体的な対策の内容	<各課事務室内における措置> ・特定個人情報が記載された申請書や外部記録媒体については、鍵付きの書庫に保管している。 ・端末については、ワイヤロックで施錠している。 ・離席時には端末をロックしている。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。	<各課事務室内における措置> ・各課事務室内の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・各課事務室内の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・総合窓口事務室への入室はICカードにより厳重に管理されている。 ・業務時間外の総合窓口事務室はシャッターで閉鎖される。 ・申請書受付簿は、入力及び照合した後、鍵付の書庫に保管する。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅳ1. 監査①自己点検 具体的なチェック方法	(右記事項を追記)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等を基に中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅳ2. 監査②監査 具体的な内容	(右記事項を追記)	<国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅳ2. 従業者に対する教育・啓発「具体的な方法」	(右記事項を追記)	<サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: eラーニング ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。	事後	年1回の見直しによる修正

令和5年6月13日	Ⅳ3. その他のリスク対策	(右記事項を追記)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	V 1. ④個人情報ファイル簿の公表	(右記事項を追記)	行っている	事前	令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載
令和5年6月13日	V 1. ④個人情報ファイル名	(右記事項を追記)	国民健康保険業務ファイル	事前	令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載
令和5年6月13日	V 1. ④公表場所	(右記事項を追記)	当市のWebサイト(https://www.city.〇〇〇)	事前	令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載
令和5年6月13日	I 別紙1 (別添1)事務の内容-A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要	⑤情報提供ネットワークシステム⇄厚生労働大臣 医療保険者 市町村長	⑤情報提供ネットワークシステム⇄厚生労働大臣 医療保険者 市町村長 内閣総理大臣	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	I 別紙1 (別添1)事務の内容-A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要	(備考) ⑤中間サーバー・情報ネットワークシステム (右記事項を追記)	(備考) ⑤中間サーバー・情報ネットワークシステム ・口座登録・連携ファイル関係情報の取得	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 2(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		別紙4(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 「給付情報」のとおりに追加、修正	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 2(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		別紙4(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 「収納・滞納情報」のとおりに追加、修正	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う修正
令和5年6月13日	Ⅱ 5提供先1 別紙2(提供)	(右記事項を追記)	No.22 「情報照会者」八十一 後期高齢者医療広域連合「事務」高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 「情報提供者」高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 「特定個人情報」高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令に定めるもの	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 5移転先1別紙3(移転)	No.5 「④移転する情報の対象となる本人の数」 1万人未満	No.5 「④移転する情報の対象となる本人の数」 1, 000人未満	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 5移転先1別紙3(移転)	No.7・「移転先」保健所 地域保健課 ・「②移転先における用途」予防接種事務	No.7・「移転先」保健衛生部 保健所 地域保健課 ・「②移転先における用途」精神通院医療	事後	年1回の見直しによる修正
令和5年6月13日	Ⅱ 5移転先1別紙3(移転)	(右記事項を追記)	No.8 「移転先」保健衛生部 保健所 感染症対策課 「①法令上の根拠」・番号法第9条第2項 ・岐阜市個人情報利用条例 「②移転先における用途」予防接種事務 「④移転する情報の対象となる本人の数」 10万人以上100万人未満 「⑥移転方法」庁内連携システム	事後	年1回の見直しによる修正

令和6年9月26日	I 5. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。)第24条	・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表主務省令」という。)第24条	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)) ＜別表第二における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (番号法別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項) ＜別表第二における情報照会の根拠＞ ・番号法別表第2 42、43、44、45、121の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第3項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ＜番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項)及び16、19、27、38、111、116、137、141、145、164、165、166の項 ＜番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・69、70、71、160の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・庁内連携システムや庁外システム及び情報提供ネットワークシステムから入手する事項については、番号法第9条第1項別表第一の30の項に明示されている。 ・関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	・庁内連携システムや庁外システム及び情報提供ネットワークシステムから入手する事項については、番号法第9条第1項別表の44の項に明示されている。 ・関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表または番号法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 1 別紙2		別紙2のとおり修正	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ② 提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 提供する情報	番号法別表第2に関する特定個人情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に関する特定個人情報	事後	法改正に伴う修正

令和6年9月26日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑤ 提供する情報の対象となる本人 の範囲	番号法別表第2における医療保険給付に関する特定 個人情報の連携対象者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に おける医療保険給付に関する特定個人情報の連携 対象者	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月26日	V3. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ①請求方法	岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第3 号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提 出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58 号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提 出する。	事後	岐阜市個人情報保護条例の廃止 による変更
令和6年9月26日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移 転先1 別紙3	保健衛生部 保健所 感染症対策課	保健衛生部 保健所 感染症・医務業務課	事後	組織改正による修正
令和6年9月26日	V3. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ④個人情報ファ イル簿の公表	国民健康保険業務ファイル	国民健康保険システムファイル	事後	年1回の見直しによる修正
令和6年9月26日	V3. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ④個人情報ファ イル簿の公表ー公表場所	当市のWebサイト(https://www.city.ooo)	当市のWebサイト	事後	年1回の見直しによる修正
令和6年9月26日	V3. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せー①連絡先	国保・年金課 庶務係	国保・年金課 管理運営係	事後	組織改正による修正
令和6年9月26日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月2日	令和6年9月26日	事後	重要な変更には該当しない
令和6年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム9 ②システムの機能	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワ ークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る 機能については、「地方公共団体における情報連携 プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間 サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中 間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステム を通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報 照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行 わない。	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワ ークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る 機能については、「地方公共団体における情報連携 プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間 サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中 間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステム を通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報 照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行 わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性 別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査 する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー 等によるJ-LISへの照会を行う。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンラ イン資格確認のための準備とし て、医療保険者等向け中間サー バー等において、個人番号を利用 した被保険者資格の履歴管理、 被保険者枝番の採番管理、被保 険者枝番と個人番号との紐付 管理などを行うための特定個人 情報ファイルについて、J-LIS への照会により個人番号点検を 実施することになったため、その 旨を追記。重要な変更には該当し ない。
令和6年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム9 ②システムの機能	(i)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその 一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を 委託区画に登録する。・運用支援環境において、委 託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴 ファイルに格納する(※1)。 (ⅱ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の 提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資 格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報 保護評価を実施するため当評価の対象外。	(i)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその 一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を 委託区画に登録する。・運用支援環境において、委 託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴 ファイルに格納する(※1)。 (ⅱ)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、 住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査す る用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等 によるJ-LISへの照会を行う。 (ⅲ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の 提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資 格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報 保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライ ン資格確認のための準備として、 医療保険者等向け中間サーバー 等において、個人番号を利用した 被保険者資格の履歴管理、被保 険者枝番の採番管理、被保険者 枝番と個人番号との紐付管理な どを行うための特定個人情報ファ イルについて、J-LISへの照会に より個人番号点検を実施すること になったため、その旨を追記。重 要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報 ファイルを取り扱う理由 5. 個人 番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令 第5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 上記のほか、国民健康保険法 第113条の3 第1 項及び第2項	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第 5号。以下「別表主務省令」という。) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J- LIS照会による本人確認)	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライ ン資格確認のための準備として、 医療保険者等向け中間サーバー 等において、個人番号を利用した 被保険者資格の履歴管理、被保 険者枝番の採番管理、被保険者 枝番と個人番号との紐付管理な どを行うための特定個人情報ファ イルについて、J-LISへの照会に より個人番号点検を実施すること になったため、その照会結果の受 領に関する法的根拠を追記。重 要な変更には該当しない。

令和6年11月27日	別添1 事務の内容	記載なし	・「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)」の内容のページを追加。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。重要な変更には該当しない。
令和6年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社アシスト	パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体	事後	重要な変更には該当しない
令和6年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社岐阜オフィス	パーソルビジネスプロセスデザイン・アシスト共同事業体	事後	重要な変更には該当しない
令和6年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社岐阜オフィス	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部	事後	重要な変更には該当しない
	別添1 事務の内容 A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要	図中、被保険者証・決定通知・給付等	図中、資格確認書・決定通知・給付等	事後	重要な変更には該当しない
	別添1 事務の内容 A被保険者・岐阜市国保・年金課(岐阜市内機関含む)・他機関の関係概要(備考)	①国民健康保険システム(国保・年金課業務) (国民健康保険資格システム) ・岐阜市国民健康保険資格に関する取得・喪失・変更の届出に基づく管理。 ・被保険者証、高齢受給者証及び資格喪失証明書の交付(履歴)管理。 ・高齢受給者証の負担割合決定及び交付(履歴)管理。 (滞納整理システム) ・保険料の滞納状況・納付状況管理及び当該状況に基づく短期被保険者証の交付(履歴)管理 ・弁明通知後の交付要求や滞納差し押さえ状況管理。	①国民健康保険システム(国保・年金課業務) (国民健康保険資格システム) ・岐阜市国民健康保険資格に関する取得・喪失・変更の届出に基づく管理。 ・資格確認書等の交付(履歴)管理。 ・資格確認書等の負担割合決定及び交付(履歴)管理。 (滞納整理システム) ・保険料の滞納状況・納付状況管理及び当該状況に基づく資格確認書の交付(履歴)管理 ・弁明通知後の交付要求や滞納差し押さえ状況管理。	事後	重要な変更には該当しない
	別添1 事務の内容 C.国保総合PCと市区町村システムとの関係	図中、被保険者証等	図中、資格確認書等	事後	重要な変更には該当しない
	別添1 事務の内容 1.資格継続業務	図中、被保険者証等	図中、被保険者証等	事後	重要な変更には該当しない
	別添1 事務の内容 1. 資格継続業務 備考	(1)被保険者異動情報等の送信 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。	(1)被保険者異動情報等の送信 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて資格確認書等を交付する。	事後	重要な変更には該当しない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 その他妥当性	・地方税情報:保険料の賦課決定、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	・地方税情報:保険料の賦課決定、資格確認書等の負担割合決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有	事後	重要な変更には該当しない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、被保険者証又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。	・国保被保険者異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、資格確認書又は本人確認書類に記載された個人情報(番号)を基に、住基システム等を用いて本人確認を実施。	事後	重要な変更には該当しない

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	・国民健康保険資格の得喪 ・保険証、短期証、保険証兼高齢受給者証、資格者証明等の交付 ・保険料の賦課 ・保険証兼高齢受給者証負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養日算定基準額の決定 ・滞納者への催告	・国民健康保険資格の得喪 ・資格確認書等の交付 ・保険料の賦課 ・資格確認書等負担割合の決定 ・高額療養費及び高額・介護合算療養日算定基準額の決定 ・滞納者への催告	事後	重要な変更該当しない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転 先1 別紙3 移転 No.8	保健衛生部 保健所 感染症対策課	保健衛生部 保健所 感染症・医薬業務課	事後	重要な変更該当しない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅲ7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正

	Ⅲ 7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。x ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅲ 7. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(右記事項を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応について、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドにおける安全管理措置等の追記に伴う修正
	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年9月26日	令和7年 月 日	事後	重要な変更には該当しない

	VI2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで	(1)平成27年6月1日から同年6月30日まで(2)平成28年12月5日から平成29年1月4日まで(3)令和2年4月1日から同年4月30日まで(4)令和2年11月2日から同年12月2日まで(5)令和6年12月2日から同年12月27日まで	事後	重要な変更には該当しない
	VI2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件	(1)意見提出:0件 (2)意見提出:0件 (3)意見提出:0件 (4)意見提出:0件 (5)意見提出:0件	事後	重要な変更には該当しない
	VI2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし	(1)修正なし (2)修正なし (3)修正なし (4)修正なし (5)修正なし	事後	重要な変更には該当しない
	VI3. 第三者点検 ①実施日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日	(1)平成27年7月27日(2)平成29年1月10日(3)令和2年6月29日(4)令和3年1月25日(5)令和7年2月27日	事後	重要な変更には該当しない
	VI3. 第三者点検 ③結果	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。	(1)原案通り認める旨の答申を得た。 (2)原案通り認める旨の答申を得た。 (3)原案通り認める旨の答申を得た。 (4)原案通り認める旨の答申を得た。 (5)原案通り認める旨の答申を得た。	事後	重要な変更には該当しない